

2024年11月より

# 変額保険等資産形成商品の 取り扱いを始めました 相続対策にもご活用頂けます！



「保障の確保」と「資産形成」が可能です

## 保険を活用する主なメリット

- ・事前に受取人を指定できます
- ・一定の額が、非課税となります  
(500万円×法定相続人数)

ご相談のご用命は[こちら](#)

### ◇注意事項

特定保険契約※の販売を行う場合には、お客さまの資産状況、投資経験・知識、加入目的やご意向と合致しているか、お客さまの情報を詳細まで確認させていただいたうえで、お引受けできない場合があります。特定保険契約特有のリスクとリターンとの関係など、より分かりやすく丁寧なご説明をさせていただきます。また、当社と提携する共同募集人からご説明をさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。なお、特定保険契約を含む第一分野の商品は、構成員規制の対象となります。当社と「資本的、人的に密接な関係にある法人の従業員等」に対してはご案内させていただくことができません。

※特定保険契約とは、変額保険、変額個人年金保険、外貨建保険等の市場価格調整機能を有する保険などのことをいいます。